

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める使用人
(6) 専任の宅地建物取引士 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

令和7年 4月 1日

~~東北地方整備局長~~

殿

宮城県知事

届出者 商号又は名称 **建宅不動産株式会社**
郵便番号 **(980-8570)**
主たる事務所の **仙台市青葉区本町3-X-X**
所在地
氏 名 **宮城 太郎**
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 **(022) 211-3242**
ファクシミリ番号 **(022) 211-3191**

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※

※

04 (1) 099999

項番

◎商号又は名称

↓ 登記上の就任日

11	変更年月日	R	07	年	03	月	10	日									
変更後	フリガナ	ケンタクフドウサン カブシキガイシャ															
	商号又は名称	建宅不動産株式会社															

↑

変更前	フリガナ	ミヤギフドウサンカブシキガイシャ															
	商号又は名称	宮城不動産株式会社															

確認欄

※

◎代表者又は個人に関する事項

↓ 登記上の就任日

変更区分

12	変更年月日	R	07	年	03	月	10	日									
変更後	役名コード	01															
	登録番号	04	999999														
	フリガナ	ミヤギ タロウ															
	氏 名	宮城 太郎															
	生年月日	S	60	年	07	月	26	日									

1. 就退任
2. 氏 名

← 宅地建物取引士資格所持者は記入。宅地建物取引士証に「選考」とある場合のみ、最後のマスに「1」を記入。

↑

変更前	変更年月日	R	07	年	03	月	10	日									
	役名コード	01															
	登録番号																
	フリガナ	ミヤギ シロウ															
	氏 名	宮城 次郎															
	生年月日	S	60	年	04	月	26	日									

※ 代表取締役退任者が取締役等として役員に残る場合は、第二面にも記入してください。

第二面から第四面までは、変更事項がある面のみ提出します。

(第二面)

2 4 0

受付番号

※

届出時の免許証番号

0 4 (1) 0 9 9 9 9 9

← 第二面を提出する場合、必ず記入

★ 役名又は氏名変更の場合

項番 ◎役員に関する事項(法人の場合)

↓ 登記上の就退任任日

変更区分

21	変更年月日	R	0	7	年	0	3	月	1	0	日	1. 就退任 2. 氏名	
	役名コード	0	2										
	登録番号												
	フリガナ	ミ ヤ キ シ ロ ウ											
	氏名	宮 城 次 郎											
	生年月日	S	—	6	0	年	0	4	月	2	6		日
変更前	変更年月日	R	0	7	年	0	3	月	1	0	日	1. 就退任 2. 氏名	
	役名コード	0	1										
	登録番号												
	フリガナ	ミ ヤ キ シ ロ ウ											
	氏名	宮 城 次 郎											
	生年月日	S	—	6	0	年	0	4	月	2	6		日

← 宅地建物取引士資格所持者は記入。宅地建物取引士証に「選考」とある場合のみ、最後のマスに「1」を記入。

確認欄 ※

★ 新規就任又は役員退任

- ・新規就任→「変更後」のみ記入、「変更前」は空欄
- ・役員退任→「変更前」のみ記入、「変更後」は空欄

【新規就任の場合の例】

↓ 登記上の就任日

変更区分

21	変更年月日	R	0	7	年	0	3	月	1	0	日	1. 就退任 2. 氏名	
	役名コード	0	2										
	登録番号	0	4	0	9	9	9	9	8				
	フリガナ	ア オ ハ ミ チ コ											
	氏名	青 葉 道 子											
	生年月日	H	—	0	2	年	0	1	月	0	4		日
変更前	変更年月日											← 「変更前」は空欄。	
	役名コード												
	登録番号												
	フリガナ												
	氏名												
	生年月日												

確認欄 ※

(第二面)

2 4 0

【役員退任の場合の例】

21	変更年月日				年			月			日	← 「変更後」は空欄。		変更区分	1	1. 就退任 2. 氏 名	
	変更後	役名コード															
		登録番号															
		フリガナ															
		氏 名															
		生年月日															
↑	変更年月日		R		0 7	年	0 3	月	1 0	日	↓ 登記上の退任日						
	変更前	役名コード	0 2														
		登録番号															
		フリガナ	ミ	ヤ	キ			ハ	ナ	コ							
		氏 名	宮	城		花	子										
		生年月日	S		3 0	年		2	月		1	日	← 宅地建物取引士資格所持者は記入。宅地建物取引士証に「選考」とある場合のみ、最後のマスに「1」を記入。				
確認欄		※															

第二面から第四面までは、変更事項がある面のみ提出します。

(第三面)

2 5 0

受付番号

届出時の免許証番号

※

0 4 (1) 0 9 9 9 9 9

← 第三面を提出する場合、必ず記入
↓

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード			
事務所の名称	本店	・第三面は店舗ごとに作成します。(支店について届け出る場合、ここに支店名を記入します。) ・屋号を使用している場合は、屋号を記入します。				

◎事務所に関する事項

↓ 登記上の移転日

変更区分

2

1. 新設・廃止
2. 名称・所在地

31

変更年月日	R	0 7	年	0 3	月	1 0	日								
事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード											
事務所の名称	本店														
郵便番号	9	8	0	—	8	5	7	0							
所在地市区町村コード	0	4	1	0	1	宮城		都道府県	仙台	市	青葉	区	町村		
所在地	本	町	3	-	×	-	×	※「丁目」、「番」及び「号」は、「-」(ハイフン)で省略し、上段から左詰で記入してください。							
電話番号	0	2	2	-	2	1	1	-	3	2	4	2			
従事する者の数			5	→右詰めて記入。「従事する者」に含める者の判断基準は別表のとおり。											

↑

変更年月日	R	0 7	年	0 3	月	1 0	日								
事務所の名称	本店														
所在地	仙台市青葉区国分町X-X														

確認欄

※

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

※ 支店がある場合及び代表者が非常勤の場合は、支店長等、事務所に常勤している方を「政令第2条の2で定める使用人」とする必要があります。

32

変更年月日	R	0 7	年	0 3	月	1 0	日	変更区分		1	1. 就退任 2. 氏 名			
登録番号	0	4	—	0	9	9	9	8						
フリガナ	ア	オ	ハ	ミ	チ	コ								
氏 名	青	葉	道	子										
生年月日	H	0 2	年	0 1	月	0 4	日							

↑

変更年月日	R	0 7	年	0 3	月	1 0	日								
登録番号	← 宅地建物取引士資格所持者は記入。宅地建物取引士証に「選者」とある場合のみ、最後のマスに「1」を記入。														
フリガナ	ミヤギ ハナコ														
氏 名	宮城 花子														
生年月日	S	3 0	年	2	月	1	日								

確認欄

※

・就任のみ→「変更後」のみ記入、「変更前」は空欄
・退任のみ→「変更前」のみ記入、「変更後」は空欄

第二面から第四面までは、変更事項がある面のみ提出します。

(第四面)

2 6 0

受付番号

※

届出時の免許証番号

0 4 (1) 0 9 9 9 9 9

← 第四面を提出する場合、必ず記入
↓

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
事務所の名称	本店	・第四面は店舗ごとに作成します。(支店について届け出る場合、ここに支店名を記入します。) ・屋号を使用している場合は、屋号を記入します。		

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41

変更年月日	R		0 7	年	0 3	月	1 0	日
登録番号	0 4		0 9 9 9 9 8					
フリガナ	アオバ ミチコ							
氏名	青葉 道子							
生年月日	平成2年 1月 4日							

1 1. 就退任
2. 氏名

↑

変更年月日	R		0 7	年	0 3	月	1 0	日
登録番号	0 4		0 9 9 9 9 7					
フリガナ	ミヤ イチロウ							
氏名	宮 一郎							

← 宅地建物取引士資格所持者は記入。宅地建物取引士証に「選考」とある場合のみ、最後のマスに「1」を記入。

確認欄

※

・就任のみ→「変更後」のみ記入。「変更前」は空欄
・退任のみ→「変更前」のみ記入。「変更後」は空欄

変更区分

41

変更年月日				年			月			日
登録番号										
フリガナ										
氏名										
生年月日	年 月 日									

1. 就退任
2. 氏名

↑

変更年月日				年			月			日
登録番号										
フリガナ										
氏名										

確認欄

※

備考 各面共通関係(1/2ページ)

- (1) 申請者は※印の欄には記入しないこと。
- (2) 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者について、下表より該当するコードを記入するとともに、免許権者が北海道知事である場合には、51から64のうち該当するコードを記入すること。

00	大臣	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	※ 北海道	
01	北海道※	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県	51	石狩
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県	52	渡島
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県	53	檜山
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県	54	後志
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県	55	空知
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県	56	上川
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県	57	留萌
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県			58	宗谷
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県	99	大臣届出	59	網走
										60	胆振
										61	日高
										62	十勝
										63	釧路
										64	根室

- (3) 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

01	代表取締役(株式会社, 有限会社)	04	代表社員(合名会社)	07	理事	10	共同代表者
02	取締役(株式会社, 有限会社)	05	社員(合名会社)	08	監事	11	相談役
03	監査役(株式会社, 有限会社)	06	無限責任社員(合資会社)	09	その他	12	顧問

イ 個人の場合には記入しないこと。

ロ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

ハ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。代表理事が複数名の場合は宅建業の代表のみ「01」、その他は「07」を記入すること。

ニ 商法第188条第2項第9号の規程に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

○宮城県内市区町村コード

仙台市		市部		刈田郡		亘理郡		加美郡	
04101	青葉区	04207	名取市	04301	蔵王町	04361	亘理町	04444	色麻町
04102	宮城野区	04208	角田市	04302	七ヶ宿町	04362	山元町	04445	加美町
04103	若林区	04209	多賀城市	柴田郡		宮城郡		遠田郡	
04104	太白区	04211	岩沼市	04321	大河原町	04401	松島町	04501	涌谷町
04105	泉区	04212	登米市	04322	村田町	04404	七ヶ浜町	04505	美里町
市部		04213	栗原市	04323	柴田町	04406	利府町	牡鹿郡	
04202	石巻市	04214	東松島市	04324	川崎町	黒川郡		04581	女川町
04203	塩竈市	04215	大崎市	伊具郡		04421	大和町	本吉郡	
04205	気仙沼市	04216	富谷市	04341	丸森町	04422	大郷町	04606	南三陸町
04206	白石市					04424	大衡村		

※ 県外の市区町村コードは、総務省のホームページで確認して下さい。(上5ケタを申請書へ記入します。)
<https://www.soumu.go.jp/denshi/jiti/code.html>

備考各面共通関係(2/2ページ)

○宅建業に従事する者の判断基準

	代 表 者	役員					従事者					
		専業		兼業			営業 従事者	一時的 な 営業の 補助者	一般管理部門のみの従事者			兼業部 門 のみの 従事者
		常勤	非常勤	常勤		非常勤			専業	兼業		
				宅建業が 主	兼業部が 主					宅建業が 主	兼業が 主	
宅建業に 従事する 者	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×

※ ○は該当者、×は非該当者である。また、「専業」は宅建業のみを営業していることをいい、「兼業」は宅建業以外の業を併せて営業していることをいう。

なお、宅建業開業後に「従業者証明書」の携帯義務がある者(事務所に備え付ける「従業者名簿」に記載する者)については、ホームページ「宅地建物取引業免許申請手続きの手引き」に掲載している基準表を参照すること。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/takkenmenkyo-index.html>)

※ 宅建業に従事する者に変更がある場合は、「従事者異動届」を併せて提出すること。